

平成25年度第1回和泉市市民活動支援制度判定会会議録

会 議 録

会議の名称	平成25年度第1回和泉市市民活動支援制度判定会
開催日時	平成25年4月16日(火) 午後1時00分から午後2時30分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター1階大集会室
出席者	黒田会長、水谷副会長、湯川委員、笠井委員、藤原委員、事務局(竹田市長公室理事、濱田公民協働推進室長兼公民協働推進担当課長、田中公民協働推進室総括主査、中埜公民協働推進室主事、澤田公民協働推進室主事)
会議の議題	平成25年度事業申請団体の変更交付申請にかかる審査
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項(会議の公開・非公開、傍聴人数等)	傍聴者 0人
審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
別 紙 の と お り	

<p>会議の要旨</p>	<p>○（事務局）ただいまから平成25年度第1回和泉市市民活動支援制度判会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに、本日の流れを簡単に説明させていただきます。</p> <p>まず、次第1として会長からごあいさつをいただいた後、次第2として今回、変更申請があった団体について、事務局より説明し、各判定委員による書類審査を経て判定をしていただきます。</p> <p>最後に次第3その他として制度の運用についての報告や平成25年度事業のスケジュールについて事務局より説明させていただきます。</p> <p>以上が、本日の判定会の流れである。それでは会長、よろしくお願ひしたい。</p> <p>○（会長）各判定委員においてはお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>今日は判定会の後に、引き続き意見交換会があるので、長時間になるが、よろしくお願ひしたい。</p> <p>それでは、会議に入る前に和泉市助成審査委員会規則第6条第2項の規定により、会議の開催要件である委員の過半数の出席があると認め、本日の議事を進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第2の交付申請内容変更申請にかかる審査を行う。申請のあった団体について、事務局の方から一括で説明をお願いします。</p> <p>○（事務局）それでは、変更交付申請の提出があった6団体の変更内容等について、事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>なお、提出のあった6団体について、まとめて説明をさせていただきます。</p> <p>まず、団体番号3 和泉市音楽家連盟「音の和」である。</p> <p>当団体の事業の内容については、地域の音楽文化向上に寄与することを目的とし、和泉市ゆかりの音楽家によるコンサートを和泉シティプラザ弥生の風ホールにて開催する予定をしている。</p> <p>同団体より申請のあった変更交付申請について、当初、総事業費673,000円、うち対象経費が466,000円で計上されており、233,000円の交付申請がされていたが、選択届出の結果、157,314円しか届出がなかったため、当初、ゲストを招待する予定をしていたが、変更後はゲストを呼ばず、会員の演奏のみにすることなどで総事業費551,218円、うち対象経費390,838円に事業が縮小された。</p> <p>費目等の主な変更としては、当初、20,000円で計上されていた報償費が、変更後は計上されておらず、20,000円の減となったこと、次に当初、100,000円で計上されていたチラシ・プログラム等の印刷費である印刷製本費が70,000円となり、30,000円の減となったことなどが挙げられる。</p> <p>同団体より提出のあった変更交付申請書を基に変更内容を確認したところ、</p>
--------------	--

事業計画に沿った変更であることから、特に問題はないように思われる。

次に、団体番号4 健康づくり・予防医学推進委員会である。

当団体の事業の内容については、地域の健康増進に貢献することを目的とし、寺田町公民館にてヨガなどの教室を行う健康づくり体操教室を開催する予定をしている。

同団体より申請のあった変更交付申請について、当初、総事業費365,210円、うち対象経費365,210円で計上されており、182,605円の交付申請がされていたが、選択届出の結果、64,656円しか届出がなかったため、当初、月3回の教室の開催を予定していたが、月2回の開催にすることで、総事業費190,900円、うち対象経費190,900円に事業が縮小された。

費目等の主な変更としては、当初、チラシやポスターのデザイン料にあたる委託費及び印刷製本費について、変更後はポスターやチラシの作成を中止したことにより計上されておらず、合計で67,850円の減となったこと、次に教室の開催が月3回から月2回になったことから、講師への謝礼にあたる報償費が86,960円の減となっており、また教室の使用料も19,500円の減となったことなどが主な変更点である。

同団体より提出のあった変更交付申請書を基に変更内容を確認したところ、事業計画に沿った変更であることから、特に問題はないように思われる。

次に、団体番号7 NPO法人和泉国際交流会ICIXである。

当団体の事業の内容については、外国の方と和泉市民の交流を深め、習慣や文化の違いを乗り越えて親しくなり、和泉市の多民族共生に寄与することを目的として年2回外国の方を招待し、国際交流パーティーを開催する予定をしている。

同団体より申請のあった変更交付申請について、当初、総事業費210,000円で計上されており、100,000円の交付申請がされていたが、選択届出の結果、60,532円しか届出がなかったため、当初、パーティーにゲストを呼んでアトラクションを開催する予定をしていたが、2回目のパーティーについてアトラクションをなくし、開催場所も費用のかからない場所へ変更するなど総事業費122,532円、うち対象経費122,532円に事業が縮小された。

なお、収入についても、2回目のパーティーのアトラクション等をなくしたことから、参加費についてはオードブル代の実費負担分のみの徴収となり1人あたりの参加費が1,000円から500円に減額されている。

費目等の主な変更としては、2回目のパーティーについて、アトラクションをなくすことにより、当初、50,000円で計上されていた出演者への謝礼である報償費が変更後は30,000円となり、20,000円の減となったこと、次に、2回目のパーティー会場の変更により使用料等が変更後は18,

600円で計上されており、16,400円の減となっていること、また、外国人の送迎の費用にあたる旅費が当初、15,000円で計上されていたが、変更後は台数を減らすことなどにより5,000円で計上されており、10,000円の減となっていることがあげられる。

同団体より提出のあった変更交付申請書を基に変更内容を確認したところ、事業計画に沿った変更であることから、特に問題はないように思われる。

次に団体番号15 特定非営利活動法人 笑輝である。

当団体の事業の内容については、団体が企画する講座を通じて、様々なことを障がいがある・ないに関わらず、共に学びあうことで障がいを理解しあい、また障がいのある方の社会参加のきっかけをつくることを目的として、パソコン教室や料理教室などの講座を開催する予定である。

同団体より申請のあった変更交付申請について、当初、総事業費1,001,900円、うち対象経費1,001,900円で計上されており、500,000円の交付申請がされていたが、選択届出の結果、42,845円しか届出がなかったため、消耗品費や備品購入費などの支出を削減し、また、資料のコピーなどについても希望する受講生に自分でコピーをしてもらうという形に変更したことから、総事業費655,000円、うち対象経費655,000円に変更された。

なお、収入についても、教室の借り上げ料や料理教室などの材料費などを受講者に負担してもらうこととなったことから、変更後は105,000円で計上されている。

主な費目等の変更については、当初、35,000円で計上されていた消耗品費が変更後は計上されておらず、35,000円の減となっていること、次に、当初180,000円で計上されていた資料やしおりなどのコピー代にあたる印刷製本費が変更後は受講者に負担してもらうこととなったことから、180,000円の減となっていること、次に、当初11,400円と10,500円の計21,900円で計上されていた受講者や講師の飲料代にあたる食料費が変更後は自己負担としたことから計上されておらず、21,900円の減となっていること、次に当初20,000円で計上されていた広報や履修の知らせをする郵送料にあたる役務費が変更後は手渡しで渡すこととなったことから計上されておらず、20,000円の減となっていることなどが挙げられる。

同団体より提出のあった変更交付申請書を基に変更内容を確認したところ、事業計画に沿った変更であることから、特に問題はないように思われる。

次に、団体番号23 NPO法人和泉100人委員会である。

当団体の事業の内容については、親子の絆、おじいちゃん、おばあちゃんとの絆を再認識してもらい、家族間の思いやりをはぐくむことを目的として「歌う海賊団」という団体をゲストとして呼び、家族と一緒に歌い、踊れる参加型

のコンサートを開催する予定をしている。

同団体より申請のあった変更交付申請について、当初、総事業費971,400円、うち対象経費960,000円で計上されており、480,000円の交付申請がされていたが、選択届出の結果、88,754円しか届出がなかったため、ゲストとして呼ぶ「歌う海賊団」のスタッフに音響をお願いせずに会場となる和泉シティプラザ弥生の風ホールのスタッフに委託することとしたことから、報償費が削減された。

またそのことから音響スタッフの旅費も削減されるなどによって支出が減となり、総事業費671,900円、うち対象経費660,500円に変更された。

なお、収入についても、当初子どもの入場料は500円としていたが、変更後は大人も子どもも一律1,500円となっている。

費目等の主な変更点については、当初500,000円で計上されていたゲストや音響スタッフなどへの報償費が音響などについては和泉シティプラザ弥生の風ホールのスタッフに委託することから300,000円となり、200,000円の減となっていること、次に、当初270,000円と72,000円と18,000円の計360,000円で計上されていたゲストやスタッフなどの旅費について音響スタッフなどの分がなくなったこと、また同団体スタッフの旅費の補助の上限を1,000円から500円に変更したことから124,500円の減となっていることなどがあげられる。

同団体より提出のあった変更交付申請書を基に変更内容を確認したところ、事業計画に沿った変更であることから、特に問題はないように思われる。

次に、団体番号29 東日本大震災ドキュメンタリー映画「うたごころ」上映実行委員会である。

当団体の事業の内容としては、東日本大震災の記憶が薄れつつある現在において、今一度被災地を感じ、被災地とのつながりを持つ人が増えることを目的として、東日本大震災の被災地で暮らす女子高生を追ったドキュメンタリー映画「うたごころ」を上映し、その後「うたごころ」の監督による講演を開催する予定をしている。

同団体より申請のあった変更交付申請について、当初、総事業費329,600円、うち対象経費329,600円で計上されており、164,800円の交付申請がされていたが、変更後は総事業費479,600円、うち対象経費329,600円で計上されている。

変更理由であるが、市民からの届出については支援希望額を満たしていたが、子どもが遊べる施設である東北レインボーハウスを被災地へ建設することに対して寄付を行うこととなり、チケット代に募金分を加えた形で販売することになったことから、収支が増額となった。

団体紹介冊子にはチケット代が500円と掲載してあったが、寄付金加わ

ることで1,000円となるものである。

そのことから、実施事業自体に変更はないが、チケット代が変更となったことから市民の方に公表する必要がある、今回変更交付申請の提出があったものである。

変更交付申請書の提出があった6団体についての説明は以上である。

○（会長）それでは書類審査に入りたいと思う。

まず、団体番号3 和泉市音楽家連盟「音の和」について、何か意見があればお願いしたい。意見等がなければ適正であると認めるということによろしいか。

それでは、団体番号3 和泉市音楽家連盟「音の和」に関して、変更申請の内容が適正であると認める。

続いて、団体番号4 健康づくり・予防医学推進委員会について、何か意見等があればお願いしたい。

この団体は、今回初めて応募してきた団体なのか。

○（事務局）今回初めて応募してきた団体である。

○（委員）変更後の収支予算書の中には株式会社アスピナルからの協賛金と記載されているが、当初の予算書の中では協賛金としか記載されていなかったように思うが。

○（事務局）当初の収支予算書には協賛金としか記載されていなかった。

○（委員）当初から株式会社アスピナルから協賛金をいただくこととなっていたのか。

○（事務局）そうである。

○（委員）株式会社アスピナルと健康づくり・予防医学推進委員会はどのような関係なのか。

○（事務局）株式会社アスピナルという会社は、エステや整骨院を何件か経営している会社である。

また、健康づくり・予防医学推進委員会の代表者も整骨院を経営しているのだが、その整骨院は株式会社アスピナルの関係している整骨院であると報告を受けている。

- （会長）支援対象団体として認めるにあたり、事務局に詳しい情報の収集を依頼した際にも、関係している会社であるとは聞いていた。
- 当初提出された収支予算書には、協賛金としか記載されていなかったが、変更後の収支予算書には詳しく記載されており、また、報償費である講師代についても変更後の収支予算書の備考欄にはジャパンヨガカレッジの規程料金に基づくと記載されている。
- 変更後の収支予算書の中には、はっきりと書かれていると感じた。
- 書いてあるから、変更が認められないわけではないが、議論の余地が生じると思われる。
- （副会長）株式会社アスピナルの誰が、どのようにこの団体と関係しているのか。
- （事務局）株式会社アスピナルは何件かのエステや整骨院の経営をグループとして持っており、健康づくり体操教室の代表者も整骨院を経営しているが、株式会社アスピナルのグループということである。
- （会長）当初提出していただいた計画書では目的が不明確だったところがあるので、事務局に現地視察に行ってもらい、また、体操教室をすることで、どのように市民活動に影響を及ぼすのかということを確認させていただくために団体に申請書類を書き直してもらったという経緯がある。
- その際に本業である整骨院の事業と健康づくり体操教室に関しては、区別していただき、本業である整骨院の宣伝は行わないことは約束していただいている。
- （事務局）支援決定団体となった団体には可否決定通知を送付しているが、その中の条件でも、本来事業である整骨院のPR等は一切行ってはならないと記載している。
- （会長）協賛金のところに株式会社アスピナルと記載されていたり、報償費の中にジャパンヨガカレッジの規程料金に基づくと記載されているが、なぜ当初の収支予算書の中に記載されていなかった文言が変更後の収支予算書の中には記載されているのかが疑問である。
- （事務局）変更交付申請の提出をしていただいた際、収支予算書の内容が不明確なものであったので、事務局より団体に対して詳しく書き直すよう指導したためである。

- （副会長）健康づくり・予防医学推進委員会はどのくらい開かれた団体なのか。
1社のみからの協賛金という形なので、懸念が出てくるのかと思う。この委員会の実態がどういったものなのかが最終的なポイントになる。事業を行う上での資金を自分たちで集めず、この会社からしか供与されていないとなると、主従関係のような印象を受ける。
- （事務局）事務局より視察に行った際に、この団体の代表者が経営している整骨院であるとか、また、健康づくり体操教室に参加している人に確認したところ、アスピナルに関係する人のみの参加ではなく、地域の方も広く参加されていたということなので、問題はないのではないかと思います。
- （副会長）団体の運営主体がどういう構成になっているかが重要である。
その団体が開かれているのかどうかポイントであり、関係者だけで構成されていないかを確認する必要があるのではないかと。
- （事務局）当初申請があった際に調査した時に、構成員の方は全員アスピナルの関係者であるということではなく、関係のない方も構成員として入っていると報告は受けている。
- （会長）構成員の名簿をいただいたことはあるのか。
- （事務局）はい。
- （委員）団体は市民の健康増進を目的として市から支援金をもらい、また企業も資金を出し、活動している。そこで問題となるのが、協賛金を出資しているのが株式会社であり、営利を目的としたものであることだ。
例えば、団体の事業の際に物品を販売したりしていると問題があると思うが、今回事務局が確認した結果そのような事実はなかったということで、問題なしとして、認めたという経過がある。
- （事務局）確認した結果、物品等の販売もないので、アスピナルの利益につながるものではないと思われる。
- （会長）アスピナルのホームページを見たことがあるが、整骨院が集まって協力して宣伝をしたり、知名度を上げるといったことは行っているようだが、アスピナル自体が直接的に整骨院等を経営して、儲けているといったことはないようだ。
整骨院等を経営している人たちが集まり、こういった組織を作って各々の整

骨院を盛り上げているようなイメージなのではないか。

- （委員）これによく似たものとして、例えば耐震診断を無償で行っているNPO法人が、市民に対して耐震に関する啓発を行うといったことをしているような場合、直接的にはそのNPO法人の利益には繋がらないが、市民の耐震に対する意識が高まることにより、そのNPO法人に関係する設計会社等の利益に繋がるといったことは起こりうる。

悪いことだとは思わないが、難しいところではある。

- （会長）当初申請書が提出された際も同じような議論があったが、要綱に照らし合わせて判断した結果、問題がなかったので認めたという経過がある。 現行制度のまま進めていくのか、さらに検討していくのかという議論もあることから、この後の意見交換会でもこういった話は出てくるのではないかと思う。

- （委員）要綱上と現地調査を行った結果では、問題はないと思う。

- （会長）今回は事業内容の変更申請ということであり、提出された書類には問題はないと思われる。

意見等がなければ認めるということによろしいか。

それでは、団体番号4 健康づくり・予防医学推進委員会の変更申請について認める。

続いて、団体番号7 NPO法人 和泉国際交流会 I C I Xの変更内容等について、意見等があればお願いしたい。

問題がなければ、変更申請について認めるということによろしいか。

問題がないようなので、団体番号7 NPO法人 和泉国際交流会 I C I Xの変更申請について認める。

続いて、団体番号15 特定非営利活動法人 笑輝の変更内容等について、意見等があればお願いしたい。

問題がなければ、変更申請について認めるということによろしいか。

問題がないようなので、団体番号15 特定非営利活動法人 笑輝の変更内容等について認める。

続いて、団体番号23 NPO法人 和泉100人委員会の変更内容等について意見があればお願いしたい。

問題がなければ、変更申請について認めるということによろしいか。

問題がないようなので、団体番号23 NPO法人 和泉100人委員会の変更内容等について認める。

最後に団体番号29 東日本大震災ドキュメンタリー映画「うたごころ」上映実行委員会である。この団体に関しては、届出の結果が支援希望額に達しな

かったから変更申請を提出したということではなく、当初の予定にはなかった被災地支援の募金を行うということで、変更内容が提出されたとのことだが。

○（事務局）この団体について、支援金は満額獲得している。

しかし、当初の計画ではチケット代を500円で計上しており、そのことも団体紹介冊子に記載しているが、今回、被災地支援の募金を行うようになったことから、チケット代が500円、被災地支援の募金が500円の合計1,000円でチケットが販売されるということになった。

したがって、団体紹介冊子を見て、届出していただいた市民の方に対しては、チケット代に変更があった旨を公表する必要があるのではないかとということで、今回変更申請がされた。

○（会長）今回の変更申請の内容は、チケット代の設定が変更となったということか。届出の結果が支援希望額に達しなかったからという理由以外で事業の内容が変わるということは過去にもあったのか。

○（事務局）今回の件については、当初500円でチケットを販売して、映画を上映する予定だったが、映画の監督の方から、映画を提供するには被災地支援の募金という形で、チケット代に500円を追加していただきたいという要望があったので、チケット代が1,000円に変更となった。チケット代が500円、プラス寄付金という形で500円の計1,000円という旨はチケットにも記載するというで聞いている。

○（委員）市民は4月からの団体のPR活動で知ることになるのか。

○（事務局）チケットを販売するときや、ポスターを作成するときその旨を記載して作成するようにすると聞いている。

○（委員）市の方から周知するようなことはないのか。

○（事務局）今のところそういった計画はない。

○（会長）私も後から500円加わるのが、どうしても気になる。監督が500円プラスしないと上映しないと聞いているのか。

○（事務局）そのように言われたと聞いている。

○（委員）この事業が計画された際にはそのようなことは言われなかったのか。

- （事務局）計画の段階では、そういったことは条件として出されてなかったと聞いている。
- （会長）300人で計上した150,000円は、そのまま対象外の支出として出されるということか。
別枠で集めていただき、そのまま別枠で支出してもらうのが一番良いのではないかと思うが。
- （事務局）チケットには内訳を必ず書いていただきたいということを伝えている。
- （副会長）500円は寄付になるという文言はないのか。
- （事務局）まだ、団体には確認をしていない。今日、判定委員に指摘された事項については、団体に報告させていただいた上で、寄付金という形の文言を入れる必要があるのであれば、記載するように指導することは可能かと思う。
- （副会長）本来は計画を立てた段階で決めておかなければいけないと思う。
今回の変更についても、追加で集めたお金を運営に回すといったことではないので、そんなに大きな問題とは思っていない。
- （事務局）通常、要綱では支援希望額に達しなかった場合に減額の変更申請ができることとなっていたが、チケット代が500円から1,000円になっているので、その変更内容を市民に伝えていく必要があることから、事務局から変更申請を提出するように指導した。
- （会長）今回の件に関しては、利益を得るものではないので認めるということで良いと思うが、今後、当初の計画では無料で事業を行うと「ちょいず」に申請しておきながら、いざ、ふたを開けてみたら、やっぱり1,000円を取るといようなことが可能になってしまうのではないかと思う。今回も寄付金とは明記されるのかもしれないが、チケットを買う人にとってみると、届出前と届出後で条件が変わるといのは、あまり好ましくない。
選挙で言えば、学歴が違ったとか、そのくらい大きなことだと思う。
したがって減額の場合以外の変更申請に関しては、明確なルールを加える必要があるのではないか。
- （事務局）今後は申請を受理する際に極力計画に変更のないよう、慎重に計画

の内容を確認していくことに加え、団体にもしっかり計画を練るように指導していきたい。

- （副会長）しかし、届出の結果がわからないと明確な計画が立てられないという現実もある。

計画が変わるとなると、そのことに対する説明責任をどう果たすのかということもあるが、一方でどうしても集まらなかった時に、誰がそこを負担するのかということも考えなければならない。

参加費を増額しなければ、団体が持ち出すか、借り入れや支出を減らすことをしなければならぬ。

したがって、計画の変更が認められないという結論は拙速であり、議論が足りないと思う。変更内容にも色々な種類があるので市民に納得していただけるような変更の方法を考えなければいけないのではないかと。

- （委員）行政においても1年前に予算をとった段階では、細かい部分までは決まっていない。実際はその事業をする前に決めていく。予算が出た段階で全部決めるのは非常に難しく、それを市民に求めるということは、なかなか酷なことだと思う。

- （副会長）がんばろうとしている意欲をそいでしまわないような、工夫や研究が必要だと思う。

- （会長）まだ、課題はあるが、今回の変更申請については認めるということで決定する。それでは、変更交付申請の提出のあった6団体の変更申請を認めるということで、よろしく願いしたい。

それでは、全体を通じて、何か意見があればお願いしたい。

（異議なしの声）

- （会長）続いて、次第3、その他事務連絡について、以前、事務局より制度の運用に関して、判定会の場で意見を伺ったが、そのことについて、事務局より報告がある。

それでは、事務局、報告をお願いします。

- （事務局）制度の運用について、現状の考え方及び委員より意見をいただいた内容について、今後の対応を報告させていただく。

まず、1点目の「市民活動団体の基準」について、各団体が実施している活動について、公益的な活動にあたるのか、あるいは営業の一環にあたるのか等

について意見をいただいた。このことについて、新規の団体については、判定会に出席をお願いし、ヒアリング等を行い、支援対象団体としてふさわしいかを判断していただいたらどうかということ、事務局より提案させていただいた。

このことについて委員より、事業の中身がよく分かるように申請書類の様式を変更してはどうかという意見をいただいた。そういった意見を踏まえ、今後の対応としては、事業計画書等の様式を変更し、次回の判定会に変更後の事業計画書を提示させていただき、再度、意見をいただきたいと考えている。今年度の届出期間中においては、市民の方から団体を実施している事業について、一部の人だけが楽しむ趣味的な事業ではないかというような意見も出されていることから、本日の意見交換会のテーマにも「事業の公益性について」という項目を設ける予定であるので、団体同士で意見交換を行っていただいて実施事業のあり方について、考えるきっかけにしたいと考えている。

2点目の「判定会」について、判定会の委員に公募市民委員を入れるかどうかということ、事務局より提案させていただいた。

このことについて、委員より一般の市民の方に判断を任せるのは、責任が重いのではないかと。また、当制度では意見交換会や交流会など市民が意見を言うような場を提供しているので必要ないのではないかと等の意見をいただいた。

今後の対応としては、当分の間は現状どおり、市民委員の公募は入れずにいきたいと思っている。

当制度の目的は、市民の選択という手法を用いることにより市民活動への理解や関心を深めることで、多くの市民の方に、市民活動に参加していただき、市民活動の活性化を図ることを目的としているので、このことから公募による市民委員が申請団体と関係がある方かどうかについて、判断するのは難しいということも理由として挙げられる。

ただ、他の審議会とのバランスもあるので、動向を見ながら市民公募委員について考えていきたいと思っている。

3点目の「支援金の分配方法」についてであるが、委員より市民からの届出総額が各団体の支援希望額の総額を上回っている余剰金について分配することは、選択届出の意味がなくなるのではないかと、また、余剰金は事業を盛り上げるためのイベントを実施するなど、他の方法で使用してはどうかなどの意見をいただいた。

今後の対応としては、単に余剰金を分配することは選択届出の意味を喪失させることになるため、分配する場合は選択届出書の様式を改正し、他の団体に分配することの意思を確認するような項目を追加するなどを行う必要があると考えている。しかしながら、そうすると集計が複雑になりシステムの変更も必要となることから、引き続き検討課題としたいと考えている。

次に余剰金をイベント等に使用することについてであるが、現在、予算上、

補助金は団体の活動に対して補助をすることを目的として計上されており、補助金以外に使用する場合、財政部局との調整が必要となることからすぐには難しいと考えている。以上のことから支援金の交付については、当面は、現状どおり選択届出結果に基づき交付したいと考えている。

4点目は「対象経費の見直し」についてである。

この件については、委員よりNPO法人が参加しやすくするよう、人件費等について、一部認めてはどうかとの意見があった。

和泉市の場合、確かに当制度に参加している団体はイベント系が多いのが現状であって、人件費を認めていないことが社会課題に対する活動を行うような団体の参加が増えない要因のひとつであると思っている。

しかし、人件費を認める場合、例えばイベントを実施している団体がやぐらや舞台を地域の方々に組み立てをした場合、アルバイト代として申請にあがってくるといったケースも考えられるので、どのような条件を付けて認めるかどうか等も含め、検討する必要があると考えている。

また、本日の意見交換会のテーマのひとつとして、「対象経費について」を挙げているので、団体同士で意見交換会を行っていただき、その結果も参考にしたいと考えている。

「当制度のあり方」についての報告は以上である。

- （会長） それでは、ただいまの事務局の説明について、何か意見等あるか。

（異議なしの声）

- （会長） 要綱を変えていくとしたら、どういうスケジュールになるのか。
- （事務局） 支援金の分配方法の変更など、要綱の変更が市民に影響するものについては、パブリックコメントが必要だと考えているので遅くとも7月には、パブリックコメントを実施し、8月の判定会で結果を報告させていただき、9月の団体募集説明会に間に合わせるというスケジュールになってくるかと思う。10月には、団体募集を行っていくので、それまでに改正を行う必要がある。
- （会長） 現状でも事業の公益性等に課題があることから、このまま変更なしでこの制度を進めていくと毎年同じ課題が出てくると思われるので、改正していく必要があるのではないかと思う。
- （委員） 従来、行政から補助をする場合は、団体補助であったが、個別の事業に対しての補助は行ってこなかった。ただ、それぞれ団体においてはサークル

や文化教室等の事業を行っているので、間接的には事業に対しても補助金を出していることになる。そういったものとあまり大きく変わらないかもしれない。各種講習・講座に対して、ちょいずの事業には補助金を交付している。各種講習・講座に対して補助金を交付することは非常に難しい。したがって、例えば年間を通じてしっかりと活動しており、かつ社会貢献もしているというようなことが団体を判断する上においては重要ではないか。単に目的だけを作っている団体で、各種講習・講座以外は何の活動もしていないというのは困る。

○（会長）結論を出さないといけないというわけではないので、意見があれば自由に言っていただけたらと思う。

○（委員）今回も支援希望額に届かなかった団体はNPO法人の方が多いと思うので、支援金を分配する以外の方法でNPO法人のサポートができればと思う。私たちは団体から提出された申請書を見ているので、事業の内容がわかるが、市民の方は知らないと思う。具体的な内容が分かれば、もう少し票が集まると思うので、実際に届出をしていただく市民のことをもう少し考えていかないといけないと思う。

○（会長）実際に団体からの申請を受け付ける事務局が市民活動団体を育てていくようなノウハウを持てる状況にあるのかも大きなポイントになると思う。制度的な運用に関しては事務局の専門分野だと思うが、団体を育てるとか市民活動を増やしていくといったことも課題だと思う。

今のところ、この「ちょいず制度」があるから、PR等は団体で頑張ってくださいという感じになっていると思うが、それだけではこの制度が盛り上がっていくことはないと思う。人がどんどん関わっていく仕組みが必要だと思う、それを事務局としてやるのか、もしくは社会福祉協議会などと協力をしてやっていくのかということも検討する必要があるのではないかなと思う。

○（委員）地縁系の団体が入ることによって、市民の関心は増えていると思うので、地縁系の団体の存在について、なかなか否定はできないと思う。こんな良い事業をやっているというのをまず情報として知ってもらうことが重要である。

○（事務局）届出率の増加について、地縁系の団体の存在が要因となっているという話があったと思うが、届出期間中に地縁系の団体の方が、票集めをしているという情報があった。

市の方も団体に確認したところ、一部思わしくない行為があった。

内容としては、市から広報と一緒に団体紹介冊子と届出用紙と返信用の封筒

を同時配布しているが、ある団体が配布の過程で封筒を抜き取って配布し、後に団体が届出用紙を回収しに行くといったことが行われていることが判明した。

そういった事実を受け、事務局より、まず団体に封筒を抜くというのは好ましくない行為であり中止するように伝えた上で、封筒を抜き取って配布したところには説明するとともに抜き取った封筒を配布するように指導はした。

別の団体の方から一連の行為は違法行為ではないかという指摘もあった。

そのような指摘に対して事務局としては、すでに届出期間も始まっており、その届出をした人が、意志に反してその団体に票を入れたかの判断ができないことから、届出を無効にはしなかった。

○（副会長）どの部分が違法行為にあたるのかをもう少し詳しく説明してほしい。

○（事務局）「ちよいず制度」においては、選択届出用紙に記載された事項は個人情報にあたるので、必ず返信用封筒に入れて届出していただくか、あるいは本人が届出できず、団体が本人より預かり、代わりに市に提出する場合にしても、必ず封筒に入れてもらって、届出してもらうように指導はしている。

その中で、団体が封筒を抜いて、後に集めに来るといような行為をしたということである。

市からの配布物なので、本人にすべてのものが届いて、初めて市の役割を果たせたことになる。その途上で抜く作業を行ったという行為を問題視し、抜き取った封筒を返すように伝えた。

○（副会長）配布は団体が行っているわけではないのではないかと。どうやって抜き取ったのか。

○（事務局）配布に関して、団体紹介冊子、届出用紙、返信用封筒を広報いずみと一緒に配布するが、配布はシルバー人材センターまたは各町会に配布をお願いしているので、町会が抜いたのではないかと思う。

○（副会長）配布の仕方は、明確に伝えないといけないのではないかと。団体からすれば、従来の感覚や町内の風習から当然のことだと思っている恐れもある。

○（事務局）団体を募集するときの説明会の際に違法行為の内容を説明している。

例えば、町内の回覧板を利用して、届出を呼びかけていくことに関してはPRのひとつの手法ということで認めている。しかし、町会で独自に届出箱を設置して、とりまとめてを行うことは、違法行為である旨の説明はしている。

- （会長）票の奪い合いというイメージが強いのではないか。
- （副会長）来年度から制度の改正を反映しようとする、今年に改正しないといけない。
- （事務局）考えているのは、まずは様式の変更を必ずしていきたい。人件費については今日の意見交換会の意見も踏まえた上で、条件を設けるなども含めて検討すべきだと考えている。
- （会長）それでは、次に進めていきたいと思う。
平成25年度のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。
- （事務局）平成25年度のスケジュールについて、説明をさせていただく。
本日、平成25年度第1回和泉市市民活動支援制度判定会ということで、市民からの届出結果の公表を受け6団体より提出された変更交付申請について、審議いただき、すべての事業について適正であるという判定をいただいたところである。
また、本日は判定会終了後、各判定委員と支援決定団体の関係者、また、事務局といった構成で当該事業に関する意見交換会の開催を予定している。
本日以降のスケジュールとしては、意見交換会終了後、適正であると判定いただいた事業について、変更交付決定の手続きを行い、また意見交換会の内容についても和泉市のホームページで公表を行う。
続いて、第2回和泉市市民活動支援制度の判定会の開催ということで、8月中旬、4日から22日くらいの間で開催を予定している。審議していただく内容は、事業が完了した団体について実績報告書を基に判定をしていただくとともに、先ほど説明させていただいた、事業計画書の様式の変更等に関する要綱改正及び平成26年度向けの支援対象団体の募集の概要について、報告し、意見をいただきたいと考えている。その後、いただいた意見を反映した要綱改正等を行い、平成26年度の支援対象団体の募集を10月に行っていきたいと考えている。
募集を締め切った後、11月中旬頃、13日から22日の間に第3回和泉市市民活動制度判定会の開催を予定している。
審議していただく内容は、事業が完了した団体について実績報告書を基に判定いただくとともに平成26年度支援対象団体募集に応募のあった団体について、支援対象団体とするかの可否について、審査いただきたいと考えている。
その後、速やかに応募団体に対し、可否決定の手続きを行い、また、和泉市のホームページ上でも公開していく。
続いて、年が明けて1月中旬から下旬、1月17日から31日の間に第4回

和泉市市民活動支援制度判定会の開催を予定している。審議いただく内容は、事業が完了した団体について、実績報告書を基に判定いただきたいと考えている。また、2月に入ると、2月3日から25日にかけて平成26年度の市民からの選択届出の受付を行い、届出期間終了後、集計を行う予定である。

次に第5回和泉市市民活動支援制度判定会を3月中旬に開催させていただき平成26年度の選択届出結果の報告をさせていただくとともに、平成26年1月から3月に事業が完了した団体について、実績報告書を基に判定をお願いしたいと考えている。

以上が簡単であるが平成25年度の「ちょいず事業」実施に関するスケジュール案となっている。

- （会長）スケジュールに関して、意見等はないか。なければ以上で判定会を終了させていただく。

以上